

生衛三三三又大分

大分県生活衛生
営業指導センター
大分市長浜町
1-12-3
電話097-537-4858

記帳・帳簿等の保存 制度の対象者が拡大

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大する。この機会に青色申告の申請と、税務署は呼びかけている。

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成二六年一月から対象者が拡大される。

現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。これが以下のとおり改定されます。

◎対象者

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての者
※所得税の申告の必要がない者も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となる。

◎記帳内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載することとなる。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡

易な方法で記載してもよいことになっている。

◎帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類も保存する必要がある。また、帳簿・簿書類の保存期間は、次のとおり。

- 保存が必須なもの・保存期間
- *帳簿(法定帳簿)・7年
- *上記以外の帳簿(任意帳簿)・5年
- *書類棚卸表その他の書類・5年

この度の対象者が拡大の件に関して、合わせて考えなければならぬのは青色申告との関係です。以下は、青色申告制度の概略です。

一般の記帳より水準の高い記帳として、その帳簿に基づいて正しい申告をすること、所得の計算などについて有利な取扱いを受けられることができる。青色申告ができる者は、事業所得等のある者で、青色申告をし

ようとするとき、その年の三月十五日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出することが必要です。

なお、その年の一月十六日以後に新たに開業した方は、開業の日から2か月以内に申請すればよいことになっている。青色申告者には、いくつかの特典があり、その主なものは次のとおり。

《青色申告特別控除》

◎不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者が、正規の簿記の原則に従い記録し、その帳簿書類に基づき作成された損益計算書とともに貸借対照表を添付した申告書を期限内に提出した場合、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができ、それ以外の場合も、事業所得等を通じて最高10万円の控除を受けることができる。

◎青色事業専従者は、給与の必要経費に算入ができる。青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族で一定の要件に該当する者(青色事業専従者)に支払った給与

は、あらかじめ税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費にできる。

◎純損失の「繰越し」と「繰戻し」ができる。事業所得などが赤字となり、純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後3年間にわたって各年分の所得から差し引くことができる。(純損失の繰越し)

また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えてその損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることができる。(純損失の繰戻し)。

事業を行う全ての者に記帳が義務付けられるこの機会に、青色申告には特典があるので、青色申告をしていない事業者に対し、税務署に承認申請をして青色申告者になっては、と税務署では呼びかけている。

大分県最低賃金が改定

平成二四年十月四日から大分県最低賃金(地域別最低賃金)が変わり、これまで六四七円が六五三円となる。最低賃金制度とは、最

低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払うことを求める制度です。

仮に最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。また、使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなくてはなりません。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わな

い場合は、罰則(五十万円以下の罰金)が定められています。なお、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(三十万円以下の罰金)が定められている。

最低賃金には、各都道府県に一つずつ定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の二種類がある。「特定(産業別)最低賃金」は「地域別最低賃金」よりも高い金額水準で定められている。地域別最低賃金は、パートタイム、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態に関係なく、セーフティネットとして各都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用される。それに対し、特定(産業別)最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対

して適用される。(十八歳未満又は六五歳以上の方、雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有な軽易な業務に従事する方等には適用されない)。

理容店の消費者意識と経営実態調査

平成二四年七月五日、日本政策金融公庫より、「理容店に関する消費者意識と経営実態調査」が発表された。同種の調査は、美容業や飲食業についても行われている。

【消費者意識調査】

- 1 利用する際のきつかけ「自宅、職場、学校から近いので」(53.3%)、「お店の前を通りかかっ」(22.8%)、「家族、友人、知人から勧められて」(21.2%)
- 2 理容店を探したり、調べたりする際のICT(インターネット等)の活用状況 ICTを活用する利点については、「HPを見ることによりお店の概要がわかる」(69.2%)、「希望のお店が簡単に見つかる」(50.3%)、「お店を比較できる」(48.2%)

十一月は、標準営業約款普及登録推進月間です。この月間は、厚生労働省の後援を受けて実施しております。「標準営業約款(Sマーク)」は、生衛法に基づき、消費者(利用者)の利益を擁護する観点から、厚生労働大臣が認可した要件を満たす、「サービスの内容」、「店舗等の衛生管理」及び「事故発生時の損害賠償」に関する事項を営業に当たっての約款として遵守する店舗を登録し、消費者(利用者)が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ることを目的とした制度です。

標準営業約款普及登録促進月間



- 3 一回当たりの費用の考え「より満足度が高まるのであれば増やしてもいい」(30.8%) 費用増額の条件については、「気に入った理想のヘアスタイルになる」(64.1%)、「癒される。疲れがとれる」(38.4%)、「ヘア関連の以外の充実したサービスが受けられる」(33.1%) 費用増額の許容額については、「10000〜14999円」(20.9%)

- 4 利用する際の重視点「利用しやすい場所にある」(86.7%)、「料金が安い」(83.3%)、「行きつけである・慣れている」・「お店が清潔である」(76.0%)
- 5 利用する際の重視点と現在利用している理容店に対する評価のギャップ分析「重視している割合」に比べて「評価している」割合が低い項目、

(前頁に続く)

「技術が優れている、気に入ったスタイルになる」(割合の差が20.9ポイント)、「店内が清潔である」(同13.1ポイント)、「安全・健康面に配慮している(良質な薬剤の使用など)」(同13.0ポイント)

【経営実態調査】

1 経営の参考資料の入手先 同業者(65.6%)、仕入先(63.2%)、顧客(47.8%)

2 主な顧客層と今後増やしたい顧客層 現在の主な顧客層「男性50歳代」(72.2%)、今後増やしたい顧客層「男性30歳代」(47.0%)

3 経営上の問題点 「顧客数の減少」(64.8%)、「新規客の獲得」(51.1%)、「競争の激化」(40.0%)

4 インターネットを活用した取り組みの実施状況 開店間もない理容店は、「情報検索サイトへの登録」、「ブログの活用」、「SNS(Facebook, mixi等)の活用」等の実施割合が全体に比べて高い。

5 実施している割合は低いものの、実施効果が高い取り組み

集客を高めるための取り組み…「新聞折り込み広告」(実施割合9.6%↓実施効果63.0%)顧客の囲い込みに向けた取り組み…「幼児・児童スペースの設置」(実施割合7.7%↓実施効果69.2%)

6 最近新たに取り入れた、又注力したことにより集客面で効果が見られたメニュー「女性顔剃り」(34.4%)、「カラーリング」(31.9%)、「エステ」(30.9%)

7 今後の経営方針 「癒しを中心に据えたサービスの提供・お店づくり」(71.3%)、「メニュー・サービスの拡充」(54.0%)、「インターネットなど情報通信技術の積極的な活用」(29.2%)

旅館業の安全防火対策

旅館業に対する防火安全対策について、平成二四年十月九日、厚生労働省健康局生活衛生課長より、「旅館業の防火安全対策について」と題する通知が都道府県・保健所設置市・特別区に発出されました。

今般、旅館等に係る消防法令及び建築基準法令に関する調査結果が消防庁及び

国土交通省から、それぞれ公表されましたが、これによると、昭和四十六年以前に新築された3階以上の建築物について、消防法令及び建築基準法令の違反が相当数に上るという結果になっているとのこと。

このため、調査結果も踏まえ、消防部局及び建築部局と連携の上、旅館業者において、消防法令及び建築基準法令を遵守し、消防機関等の指導・協力を得て、必要な防火設備等の体制を整備するとともに、非難訓練等の実施など防火安全対策に遺漏なきよう、指導の徹底をお願いする。なお、防火非難施設、消防設備の設置改善が必要な場合には、必要に応じて日本政策金融公庫の融資制度の活用等の指導、助言をお願いする。

大分県関係の調査結果は、次のとおり公表されています。

◎ホテル・旅館等に係る緊急調査結果(消防庁)

- ・施設数22(全国729) 屋内消化栓設備… 義務施設13(426) 違反施設9(109) 違反率69.2%(25.6%)

- ・自動火災報知設備 義務施設22(791) 違反施設11(249) 違反率50.0%(31.5%)

- ・消防訓練実施 義務施設22(797) 違反施設19(353)

豚レバー生食の危険性

豚レバー生食の危険性に関する関係事業者への指導と消費者への周知について、平成二四年十月四日、厚生労働省より「豚レバーの提供に関する指導等について」と題する通知が都道府県・保健所設置市・特別区に発出されました。

厚生労働省では、生食用牛レバーの販売を禁止し、牛を含めた獣畜及び家きんの内臓についても、食中毒の原因となる菌等が付着している可能性があるため、食中毒の発生防止の観点から、必要な加熱をして喫食するよう情報提供すること

を従来より都道府県等に対して要請してきたが、今般、豚レバーを生食用として提供している飲食店があるとのことと、報道等がなされたこととです。豚レバーを加熱せず喫食すると、E型肝炎のほか、サルモネラ属菌及びカンピロバクター・ジェジュニ/コリ等の食中毒のリスクがあるため、都道府県等に対し、豚レバーを生食することの危険性について周知し、関係事業者に必要な加熱を行うよう指導するとともに、消費者に

景気動向調査 2012年4～6月期

九月二七日、日本政策金融公庫国民生活事業部より第1四半期(四月～六月)の結果が発表されました。

I景気の動向、II設備投資の動向、III経営上の問題点についての調査結果のうちI景気の動向については、次のとおり発表されています。

今期(2012年4～6月期)の売上、採算、業況の各DIは、▲40.0(前期比1.5ポイント低下)、▲22.7(同0.7ポイント上昇)、22.9(同23.8ポイント上昇)となりました。

前年同期比に対しては、売上DIは1.1ポイント、業況DIは10.9ポイントそれぞれ上昇した一方、採算DIは3.4ポイント低下しました。売上DIは9期、業況DIは10期連続で前年同期を上回りましたが、採算DIは3期ぶりに前年同期を下回りました。

生活衛生関係営業の景況は、依然として厳しいものの、緩やかな持ち直しの動きが見られます。

経営分析のポイント

企業の経営分析は、その企業の経営を様々な角度から分析してその状態を判定するものであるが、そのポイントとしては、次のとおりのもものがあげられる。

《経営分析》

- ① 収益性の分析 ・売上高と利益の比率 ・資本と収益の比率 ・収益と費用の分析
- ② 安定性の分析 ・支払能力の分析 ・資産と負債の比率 ・資本の安定性
- ③ 成長性の分析 ・売上高の増加率 ・利益金の増加率 ・自己資本の増加率
- ④ 原価の分析
- ⑤ 生産性の測定
- ⑥ 設備の活用状況の測定
- ⑦ 将来の予測結果の測定
- (1) 収益性 経営の最終的な目的は、企業経営に投下された資金量に対して、より多くの利益をあげることであり、できるだけ、小額の資本で、より多額の利益を期待して経営を進めなければならない。このことは、経営判定の第1のポイントである。
- (2) 安定性 経営の安定性とは、堅実で安定した資本が調達され、それが合理的に運用されているかどうかということ、また、健全な財務構成がなされ、財務状態が安定しているかどうかという点において判定されるものである。
- (3) 成長性 企業の成長性は、過去における成長の実績を判定材料とするのが一般的であるが、その判定材料として最も重要なものは、売上高の伸び率、利益の伸び率及び、自己資本の伸び率である。伸び率は、個々の数値を見るだけでなく、売上高の伸び率、利益の伸び率、自己資本の伸び率とがバランスしているかどうかを見るのが肝要である。

今回は、「経営分析の方法」を掲載する予定です。